令和6年度

別府市竹産業販路拡大及び開拓支援事業補助金

別府市では、竹産業の振興及び発展のため、市内で生産する製品の販路の拡大及び開拓のための事業を実施する小規模事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

受付開始 令和6年4月1日(月)から

※予算額に達し次第、受付は終了します。

対象者

- 次の(1)から(4)に掲げる要件全てを満たすこと。
- (1) 別府市内に主たる事業所を有する小規模事業者(※)。個人にあっては、住所についても市内に有すること。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が製竹業・製造業の場合は20人以下、商業(卸売業・小売業)の場合は5人以下の会社及び個人。

- (2) 竹産業(製竹業、製造業、卸売業、小売業等で竹に関するもの)及びつげ工芸に携わる業種。
- (3) 別府市税を完納していること。
- (4)暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

補助対象事業

令和6年4月1日以降に取り組む事業で、以下のいずれかに該当する事業

- (1)製品販路拡大等のために、<u>国内</u>の展示会、小売店等において、出店又は宣伝をする事業 及び国内の公募展等に出品する事業
- (2) 製品販路拡大等のために、<u>国外</u>の展示会、小売店等において、出店又は宣伝をする事業 及び国外の公募展等に出品する事業
- (3) 製品販路拡大等のために、インターネットを活用する事業

補助対象経費

補助対象事業の実施に直接必要な経費で、令和7年3月31日までに支払いが完了するもの。 なお、クレジットカードや電子マネー等で支払った経費については、令和7年3月31日までに口座から引き落としが完了するものが対象。

対象外の経費

- ・常時使用する従業員に対する賃金
- ・懇親会等の飲食に係る経費
- ・国、県、市等の他の補助金等の対象となっている経費
- ・その他市長が不適当と認めるもの

補助金額

補助事業	補助率	上限額
製品販路拡大等のために、国内の展示会、小売店等において、	2/3	10万円
出店又は宣伝をする事業及び国内の公募展等に出品する事業		
製品販路拡大等のために、国外の展示会、小売店等において、		3 0 万円
出店又は宣伝をする事業及び国外の公募展等に出品する事業		
製品販路拡大等のために、インターネットを活用する事業		20万円

下記の書類を別府市産業政策課へ郵送又は持参してください。

交付申請書等の様式は、別府市ホームページからダウンロード可能です。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)

交付申請書 提出

- ④誓約書(様式第4号)
- ⑤事業の内容を確認できる書類(見積書、企画書、申込書、設計書、広報紙等)
- ⑥事業所が存在していることを証明できる書類
- ・法人の場合は、登記事項証明書等
- ・個人の場合は、開業届の写し、直近の確定申告書の写し、直近の市県民税申告書 の写し等
- (7)市税を完納していることを証明できる書類(完納証明書等)

交付決定通知

事業完了後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い期日までに下記の

書類を提出してください。

実績報告書 提出

①実績報告書(様式第8号)

- ②収支決算書(様式第9号)
- ③支払額が確認できる書類の写し
- ④実施内容が確認できる書類(契約書、広報紙、成果物の写し、写真等)

交付額の確定通知

交付額 請求申請 交付額確定通知書受領後、速やかに交付請求書(様式第11号)を提出してください。

補助金交付

注意事項

- (1) 本補助事業は、1年度内に1事業者1回のみ申請できます。
- (2) 申請した時点で事業完了から1ケ月以上経過している事業は、申請できません。
- (3) 審査の結果、補助金申請額と交付確定額が異なる場合があります。
- (4)補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日に属する年度から5年間保存しなければなりません。

お問合せ先・申請先

別府市 観光・産業部 産業政策課(市庁舎4階)

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

TEL 0977 - 21 - 1132 FAX 0977 - 23 - 0552

メール takezaiku@city.beppu.lg.jp



- 🖛 交付申請書等の
- ← ダウンロードは
- ← こちらから